

愛媛県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱

(通則)

- 1 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、保育環境の整備や保育を支える保育士の確保に必要な措置を総合的に講ずること、待機児童の解消を図るとともに子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。
 - (1) 保育士資格取得支援事業
別紙1に基づく事業
 - (2) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業
別紙2に基づく事業
 - (3) 保育士養成施設に対する就職促進支援事業
別紙3に基づく事業
 - (4) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業
別紙4に基づく事業
 - (5) 保育環境改善等事業
別紙5に基づく事業
 - (6) 保育体制強化事業
別紙6に基づく事業
 - (7) 保育補助者雇上強化事業
別紙7に基づく事業

(補助対象経費及び補助率等)

- 4 補助対象経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとし、種目ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の概算払)

- 5 知事は、必要があると認める場合は、概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 別表の種目の区分を超えて、事業に要する経費の配分を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下、「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式2により速やかに知事に報告しなければならない。
なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (9) 市町が補助金の交付を受ける場合は、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (10) 市町以外の者が補助金の交付を受ける場合は、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日

(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(11) 市町が本補助金を民間団体に交付する場合には、以下の条件を付さなければならない。

① (1) から (8) までに掲げる条件

ただし、(1)～(4)及び(8)中「知事」とあるのは「市町長」と、(5)及び(6)中「知事の承認」とあるのは「市町長の承認」と、(6)及び(8)中「県」とあるのは「市町」と、(5)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

②事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間後、当該財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

③県が付した条件に基づき市町が承認する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 別表種目1～3の事業については、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて、交付を受けようとする年度末までに知事に提出して行うものとする。

(2) 別表種目4～7の事業については、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて、交付を受けようとする年度の別途定める日までに知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、別途定める日までに行うものとする。

(交付決定の通知)

9 知事は、交付申請があった場合、速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

10 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

事業が完了したときは、別紙様式4による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業完了の日から30日以内（6の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）または事業を実施した年度の3月31日までのいずれか早い日までに知事に提出して行うものとする。

（補助金の額の確定の通知）

11 知事は、交付額の確定をしたときは、速やかに通知を行うものとする。

（補助金の返還）

12 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

（その他）

13 特別の事情により4、7、8及び10に定める手続によることが出来ない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めによるものとする。

附則

この通知は、平成28年3月11日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則

この通知は、平成29年9月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

この通知は、平成30年11月15日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則

この通知は、平成31年3月4日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則

この通知は、令和2年2月21日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附則

この通知は、令和3年3月2日から施行し、令和2年4月1日から適用する。